

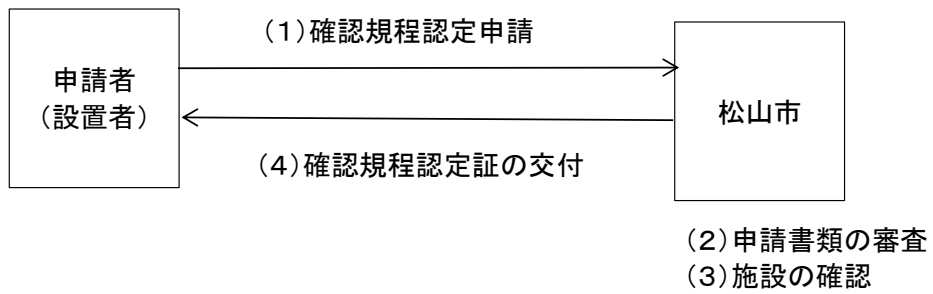
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 207

処 分 名	認定小規模食鳥処理業者の確認規程の認定	
処 分 の 概 要	一定の規模以下(年間30万羽以下)の食鳥処理業者が、食鳥の異常の有無の確認の具体的な方法手順等について作成した確認規程書の内容について、基準に合致するかどうかの認定をする。(認定を受けることで自治体による食鳥検査が免除)	
根 拠 法 令 名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)	
条 項	第16条第1項	
所 管 課	衛生検査課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	14日	
標 準 処 理 期 間	計	14日
判 断 基 準	法第16条第1項及び第4項、施行令第23条、施行規則第29条の認定の要件、確認規程の記載事項及び適合基準に合致すること。 【根拠法令等】 ＜食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条＞ 第1項 一の食鳥処理場において食鳥処理をしようとする食鳥の羽数が政令で定める数以下である食鳥処理業者は、当該食鳥に係る第五項の確認に関し、その確認の方法その他厚生労働省令で定める事項を記載した確認規程を作成し、これを都道府県知事に提出して、その確認規程が厚生労働省令で定める基準に適合する旨の認定を受けることができる。 第4項 認定小規模食鳥処理業者は、その認定に係る食鳥処理場において食鳥処理をする食鳥の羽数が政令で定める数を超えない範囲内で食鳥処理をしなければならない。 ＜食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令第23条＞ 法第16条第4項 の政令で定める数は、食鳥処理業者が同条第1項 の認定を受けた日の属する年度(その年の4月1日からその年の翌年の3月31日まで(当該認定を受けた日が1月から3月までに属するときは、その年の前年の4月1日からその年の3月31日まで)の間をいう。以下この条において「認定年度」という。)以降の各年度(その年の4月1日からその年の翌年の3月31日までの間をいう。)ごとに30万とする。ただし、法第3条 の許可を受けた日が認定年度に属する認定小規模食鳥処理業者(法第16条第2項 に規程する認定小規模食鳥処理業者をいう。)にあっては、認定年度においては、2万5千に当該許可を受けた日の属する月から認定年度の3月までの月数(当該許可を受けた日の属する月が3月であるときは、1とする。)を乗じて得た数とする。 ＜食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第29条＞ 第1項 法第十六条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 法第十六条第五項の確認の方法 二 法第十六条第五項の確認の手順(食鳥処理の方法及び手順との関連を含む。) 三 法第十六条第五項の確認の結果の記録及びその保存方法に関する事項 四 食鳥処理衛生管理者の関与の方法 第2項 法第十六条第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 法第十六条第五項の確認が、食鳥の生体の状況の確認にあっては別表第九に、食鳥とたいの体表の状況並びに食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況の確認にあっては別表第八に掲げる確認項目ごとにそれぞれ同表の基準に適合するか否かについて適切に行えること。 二 法第十六条第五項の確認の方法及び手順が、当該食鳥処理業者の食鳥処理をしようとする食鳥の種類及び羽数並びに法第二条第五号に掲げる食鳥処理の形態並びに食鳥処理の方法その他の業態からみて適切であること。 三 法第十六条第五項の確認の結果の記録及びその保存方法が、適切であること。 四 法第十六条第五項の確認が、食鳥処理衛生管理者により適切に行われること。	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。